

質疑No	該当箇所	質疑内容	回答（案）
1	募集要領 2 業務概要	各年度の限度額が記載されていますが、この限度額の内「八代市営住宅維持管理業務委託提案仕様書」の13 委託料（2）に記載の修繕業務に係る経費の上限額を示してください。	修繕業務に係る限度額については、提案にあたっての目安として以下のとおりお示しします。 ・修繕業務（緊急・空き家） 令和7年度：6, 413千円 令和8年度：29, 686千円 令和9年度：29, 686千円 ・白蟻・樹木伐採業務 令和8年度：2, 757千円 令和9年度：2, 757千円
2	募集要項 4 業務に関する基本的事項	（1）参加資格要件について 一般社団法人とその会員企業が共同企業体を組成し、参加することは可能です。また、同一一般社団法人の会員企業の社員が管理センターで業務を実施することは可能ですか。	一般社団法人とその構成企業が共同企業体を組成し、参加することは可能です。また、一般社団法人の会員企業の社員が管理センターで業務を実施することも可能です。
3	募集要項 4 業務に関する基本的事項	（1）参加資格要件 ⑧について 「構成員全ての役員又は使用人等」とありますが、一般社団法人の場合、役員全員と判断してよいでしょうか。また、使用人等とは一般社団法人及びその会員企業全社の役員、従業員等でしょうか。	「構成員全ての役員または使用人等」とは、法人の役員および職員に加え、会員企業の役員・従業員等も含まれるものと解釈しております。
4	募集要項 4 業務に関する基本的事項	（1）参加資格要件 ⑫について 「類似業務又は関連業務の実績」とありますが、類似業務又は関連業務とはそれぞれ、どのような業務を想定されているのでしょうか。修繕や保守点検等に係る業務であれば民間業務も対象と考えてよいでしょうか。また、高齢入居者の見守り支援事業の類似業務又は関連業務とはどのようなものなのでしょうか。	公的賃貸住宅における建物・設備の維持管理、日常の保守点検、入退去管理、修繕・苦情対応、見守り支援等に係る業務を想定しており、これらの内容を含む民間での管理業務実績も対象とみなします。 高齢入居者の見守り支援事業に関しては、以下のような業務を想定しております。 ・見守り訪問や安否確認 ・福祉関係機関との連携 ・緊急時対応の実績
5	募集要項 8 参加申込み	（3）提出書類について ②について 「同種業務の受託実績調書（様式第2号）及び契約履行実績が確認できる書類」とありますが、どのような書類を提出すればよいのかご指示ください。	契約履行実績が確認できる書類は、以下のとおりとします。 ・契約の内容や履行実績が確認できる範囲での抜粋（契約書の表紙・業務概要・契約金額・契約期間が記載された部分など） 民間業務の場合も同様とします。
6	募集要項 9 企画提案書等の提出	（7）企画提案書の作成について 企画提案書に共同企業体の構成企業の社名や企業を特定できる商品や事業等の記載は可能でしょうか。②のA3判を折り込んだ場合は③の枚数は1枚で算定でしょうか2枚で算定でしょうか。	同企業体の構成企業の社名を記載することは差し支えありません。 企画提案書の枚数は、A3判の資料を折り込んで提出された場合でも、実質紙面2ページ分となるため、「2枚」として算定します。
7	募集要項 12 企画提案書及びプレゼンテーションの審査	（1）審査基準について 別紙「八代市営住宅維持管理業務委託公募型プロポーザル評価基準表」の③提案価格の配点の計算式をご指示ください。	価格提案の評価点は、以下の計算式により算出します。 得点 = (事業限度額 - 提案価格) ÷ (事業限度額 - 基準価格) × 配点
8	募集要項 12 企画提案書及びプレゼンテーションの審査	（3）2次審査（書類審査及びプレゼンテーション） ②について 提出した企画提案書の内容を変更せず、抜粋・要約したものを使用してプレゼンテーションすることは可能でしょうか。また、ウ実施方法の提案時間20分には入退場準備の時間は10分には含まないとの判断でよいでしょうか。	提出済の企画提案書の内容を変更せず、抜粋または要約した内容を用いてプレゼンテーションを行うことは可能です。 提案内容の説明（20分）には、入退場や準備の時間（10分）は含まれません。
9	提案仕様書 4 本業務に関する基本的な考え方	（2）業務担当者の資格等 ①について 「公共施設の維持管理等の業務責任者として実務経験を有し」とありますが、公共施設と同等の施設における維持管理等の業務責任者として実務経験があれば条件を満たすとみなされますか。	資格については、提案仕様書7業務体制等も参考ください。
10	提案仕様書 5 業務委託の内容	（1）業務実施に係る準備業務について 「事務所開設等の準備」とありますが本委託業務において市営住宅入居者等が事務所へ来所することを想定されていますでしょうか。	市営住宅の入居者が受託先の事務所へ来所することは想定していません。
11	提案仕様書 5 業務委託の内容	（2）市営住宅緊急修繕業務について 「保険請求に関する資料」とありますが具体的にどの様な資料の作成が必要でしょうか。	本市で加入している建物共済保険への請求を行うための資料として以下のものが必要となります。 ・被災状況の写真 ・復旧明細書（見積書等）
12	提案仕様書 5 業務委託の内容	（2）市営住宅緊急修繕業務について 「市営住宅を一時的に提供する際の設備点検」とありますが一時的に提供すると7ページ（2）市営住宅緊急修繕業務のイ）火災発生時などの対応のことでしょうか。	「市営住宅を一時的に提供する」とは、火災や災害等で市営住宅を目的外として使用するケースを指します。 令和6年度：2件 令和5年度：2件
13	提案仕様書 5 業務委託の内容	（3）市営住宅退去後確認業務について 「入居者が退去した後の市営住宅を点検し、残存物、不具合等があれば入居者へ指導・指示を行う。」とありますが退去申請受付から退去検査等までの各業務について八代市と受託者の業務分担をご指示ください。	退去に係る業務分担については、以下のとおりです。 市の担当業務 ・退去届の受付および内容説明 ・検査実施日の日程調整 ・再検査が必要となった場合の再調整 受託者の担当業務 ・退去時検査の実施（現地にて入居者に対応） ・検査時における必要な指導・指示の実施 ・再検査が生じた場合の再検査および対応
14	提案仕様書 5 業務委託の内容	（5）市営住宅敷地等の維持管理業務について 「市営住宅敷地および住宅係所管用地」とありますが住宅係所管用地の一覧をご指示ください。	追加資料：住宅係所管用地等一覧をご覧ください。
15	提案仕様書 5 業務委託の内容	8 八代市内業者等の活用について 「発注に当たっては業種ごとに分離分割発注する」とありますが特に少額の修繕等においては分離発注しない方が、短期間で完了し経費も抑えられる場合も考えられます。このような対応は可能でしょうか。	可能です。
16	提案仕様書 12 業務報告	実績報告について 「毎月1回（中略）委託内容および経費の執行状況を本市へ報告する。」とありますが経費支払いについては半月から1月遅れるため、報告時期と報告内容をご指示ください。	提案仕様書4業務報告（2）～（7）にある業務において、当該月分を翌月15日まで、業務毎の予算現額と執行見込額を提出してください。
17	提案仕様書 2 業務内容	（2）市営住宅緊急修繕業務 ア）入居者、管理人および設備点検業者からの通報について 「ア）処理票を作成し内容を網羅する」とありますが、処理票の様式は市の様式でしょうか。	受託者の任意で様式を作成してください。
18	提案仕様書 2 業務内容	（2）市営住宅緊急修繕業務 ウ）災害発生時の対応について 「イ）荒天後は管理敷地を巡視し」とありますが、3ページ（5）市営住宅敷地等の維持管理業務の「市営住宅敷地および住宅係所管用地」と管理敷地の違いをご指示ください。	特に違いはなく、質疑No.14のとおりです。

19	提案仕様書 2 業務内容	(6) 市営住宅白蟻・樹木伐採作業業務 イ) について 「ただし、低木の剪定は入居者負担」とありますが、団地次第では高齢化が特に進展している場合や崖など入居者が実施すると危険な場合等の対応をご教示ください。	原則は、「低木の剪定は入居者の負担」ですが、入居者が実施するにあたり危険と判断された場合は、市で協議のうえ判断いたします。
20	提案仕様書 2 業務内容	(9) 本業務にかかるデータ整理業務 イ) について 「従来図の修正」とありますが、従来図とは団地配置図等のことでしょうか、また紙ベースでしょうか電子データでしょうか。	従来図とは、市営住宅の配置図を指します。 電子データは委託業務開始前に提供いたします。
21	提案仕様書 4 業務報告	(1) 定期報告 添付書類について 一覧表記載の添付書類は八代市で使用しているものでしょうか、受託者の任意様式でしょうか。	受託者の任意の様式です。
22	提案仕様書 5 その他	(2) 社名がわかる制服・名札等について 社名とは企業体の名称と理解してよいでしょうか、また八代市から「業務従事者証」等を発行していただけないでしょうか。	社名については、お見込みのとおりです。 業務開始までには、「業務従事者証」の発行をいたします。
23	仕様書 13 委託料	(2) 委託料について 維持管理業務及び設備保守管理等業務についての限度額を教示いただけますか。	「3 業務水準(4) 過去の実績」に記載のある、 イ) 剪定・除草等維持管理業務については6, 316千円、 ウ) 設備保守管理等業務については16, 670千円を想定しております。 価格提案の参考としてご確認ください。
24	仕様書 2 業務内容	(3) 市営住宅退去後確認業務のイ) について 八代市独自の残置物処分・移動の内規や役割分担表等がありますか。内規等がない場合、残置物の移動や保管、処分費用は委託費用に含まれますか(相続人に求償できない例を想定)。	内規等は設けておりません。残置物の移動や保管、処分費用は委託費用に含めていません。
25	仕様書 2 業務内容	(8) 高齢入居者の見守り支援事業について すべての単身高齢世帯の毎月訪問は必須ですか。訪問以外の見守り方法は想定されていますでしょうか。また、必要な入居者情報は提供されますか。	すべての単身高齢世帯への毎月訪問は必須ではありません。 訪問以外の見守り方法は、IoT等を使用するなど多様な提案を期待しており、入居者情報については市から必要な範囲で提供します。
26	仕様書 2 業務内容	(8) 高齢入居者の見守り支援事業 全団地のスマートメーターの設置状況は把握してるのか。	全団地におけるスマートメーターの設置状況は把握しておりません。
27	仕様書 3 業務水準	(4) 過去の実績のイ) 剪定・除草等維持管理業務(残置物撤去・清掃業務)について 現在、入居者死亡後の相続人調査中や相続財産管理人の裁定中、明渡訴訟中の件数を教示ください。	現在はありません。 令和6年度 明渡訴訟：1件 相続人調査：0件
28	仕様書 4 業務報告	(1) 定期報告(8) 高齢入居者の見守り支援について 巡回日報等の様式は、受託者の任意の様式でしょうか。	お見込みのとおりです。
29	募集要領 2(4) 事業費限度額	令和7年度の額は通年の四半期額より少額となっています。年度当初に点検業務を契約されたことが原因と考えますが、具体的にどの業務を契約されたのか可能な範囲で開示いただけますか。	お見込みのとおり、年度当初に一部契約しています。 具体的には、2業務内容(7) 設備保守管理等業務のうち、消防設備・給水等設備・浄化槽維持管理・EV保守点検、施設賠償責任保険業務などです。
30	仕様書第2章 2(8) 高齢者の見守り支援	現段階の対象世帯の数を教示いただけますか。 また、対象世帯が不在の場合、確認できるまで訪問する必要がありますか。	令和7年3月31日時点での対象世帯数は、375世帯です。 訪問時に不在であった場合には、電話連絡や近隣住民に聞き取りするなどによる安否確認でも可能です。詳細は、契約締結後に協議します。
31	仕様書第2章 2(1) ウ市との連絡調整	イ) 「業務実施に必要な情報」とは具体的にどのような項目を想定されていますか。	業務に必要な情報とは以下を想定しています。 1. 入居者情報 氏名、連絡先、世帯構成 2. 建物情報 所在地・構造・築年数、間取り、設備の種類、大規模修繕の履歴 大規模修繕のスケジュール 3. 安全・緊急対応に関する情報 災害発生時の対応方針 緊急時の連絡体制・避難経路情報など その他に必要な項目は、契約締結後に受託者と協議します。
32	提案提案仕様書 5 業務委託の内容	(2) 市営住宅緊急修繕業務 火災や自然災害などが発生した際に求められる応急対応として「施錠、侵入」といった記載がありますが、これらに対する具体的な対応内容には、どのようなものが含まれるのでしょうか。あわせて、過去にこれらに該当する対応事例があれば、差し支えない範囲でご教示ください。	具体的な対応内容は、以下を想定しています。 ・被災住戸への安全確認後の立入りと室内の点検、破損した窓の補修及び玄関ドアの施錠等 ・これまで該当する事例は、記録にありません。
33	提案仕様書 1 対応時間	緊急対応が求められる案件については、「無休で24時間常時受付・即応および連絡先の周知」と記載されていますが、緊急連絡専用の回線を別途設ける必要があるかどうか、ご教示ください。	緊急連絡専用の回線を別途設けていただく必要はありません。緊急時に対応可能な連絡先を明確にしていれば結構です。
34	提案仕様書 1 対応時間	緊急対応を要する場合の判断基準や判断主体についてご教示ください。	判断基準は設けておりませんが、水道管の破裂による漏水や、落雷による停電など、明らかに入居者の生活に支障をきたす事案は、緊急性が高いため、速やかな対応をお願いします。また、判断がつかない場合は、市と受託者が協議したうえで市が最終的に判断いたします。
35	提案仕様書 2 業務内容	(6) 市営住宅白蟻・樹木伐採作業業務 イ) 「自治会長等と調整し」とありますが、この際の自治会長の役回りはどのようなものですか。	「自治会長等」とは、団地内の自治会長、又は管理人を指しており、樹木伐採の範囲について、近隣住民への配慮を含めた確認・調整役などを担っておられます。
36	仕様書9頁 2 業務内容	(8) 高齢入居者の見守り支援事業 現在の対象者数を教示ください。	質疑No. 30をご覧ください。
37	提案仕様書 3 業務水準	(4) 過去の実績 令和5年度の空室修繕費が過去2年間と比べて倍増しておりますが、その背景に何か要因があるのでしょうか。	要因としては以下のとおり ・新規入居者の増加 ・人件費及び資材費の高騰に伴う修繕単価の上昇 ・老朽化した住戸(空室室含)の修繕
38	提案仕様書 3 業務水準	(4) 過去の実績 修繕に関する入電および窓口対応の件数について、概ねどのくらいかご教示ください。	対応件数は、概ね以下のとおりです。 ・電話対応：月10～20件程度 ・窓口対応：月5～10件程度

39	募集要項 4 業務に関する基本的事項	(1) 参加資格要件について 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部改正により、200戸以上の賃貸住宅を管理するものについて賃貸住宅管理業の登録が必要となっています。公営住宅もその対象とされているため共同企業体の内1社以上が賃貸住宅管理業の登録をしている必要があると考えますが、その判断をご教示ください。 (以下、国土交通省賃貸住宅管理法ポータルサイトより) 賃貸住宅管理業の登録 賃貸住宅管理業(※)を営む管理戸数200戸以上の事業者に対し、国土交通大臣への登録を義務付けています。 ※「賃貸住宅管理業」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受けて管理業務(「賃貸住宅の維持保全を行う業務」又は「賃貸住宅の維持保全を行う業務」及び「家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務」を併せて実施する業務)を行う事業のことをいいますが、「家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務」のみを実施する事業は本法の「賃貸住宅管理業」に該当しません。	お見込みのとおりです。登録の手続きには一定の期間を要するため、事前に国土交通省へご相談ください。
40	提案仕様書 2 業務内容	受託する保守点検や修繕等の業務についてその一部の業務について共同企業体構成企業へ発注することは可能でしょうか。(特に緊急性の高いものや特殊な業務等について)	可能です。
41	様式第2号 同種業務の受託実績調書	公営住宅等の住宅の管理実績の場合は「施設延床面積」ではなく「団地数」「棟数」「戸数」等の方がより実態を把握できると考えます。この欄の記載について以上のように変更できないでしょうか。	施設延床面積の箇所を施設延床面積等に変更し、「団地数」「棟数」「戸数」の記載をして構いません。
42	募集要項 2. 業務概要	(4) 事業費限度額について、参考として内訳(マネジメント費、設備保守管理、修繕等)をご開示頂けないでしょうか。	事業限度額については、提案にあたっての目安として以下のとおりお示しします。 マネジメント費：約65,800千円 設備保守管理：約47,900千円 修繕費等：質疑No.1のとおりのとおり
43	募集要項 2. 業務概要	(4) 事業費限度額について、この限度額には清算対象となる修繕業務や剪定業務等の予算額も含まれていると考えられます。この清算対象となる業務の予算額について、具体的にご教示いただけますでしょうか。	質疑No.1のとおりのとおりです。
44	募集要項 2. 業務概要	(4) 令和7年度の事業費限度額について、業務開始時には事務所開設などの初期費用が発生するため、通常時より費用が増加する項目があると考えられます。そこで、令和7年度の事業費限度額の算定の考え方、積算根拠、内訳(マネジメント費、設備保守管理費、修繕費の各割合)について、ご教示いただけますでしょうか。	質疑No.29のとおりのとおり、令和7年度は市が一部の業務を実施するため、その分を減額しております。したがって、令和7年度については、マネジメント費及び修繕費を計上しており、金額の目安は、年間積算額のおおよそ4分の1としています。
45	募集要項 9. 企画提案書等の提出	(7) 企画提案書の作成について、③において「枚数は40枚以内」という記載がございますが、片面印刷で40枚(40ページ)でしょうか。それとも両面印刷で40枚(80ページ)でしょうか。	両面印刷で40枚を上限とします。
46	募集要項 12. 企画提案書及びプレゼンテーションの審査	(3) ②プレゼンテーションについて、企画提案書からプレゼンテーションで説明する箇所を抜粋したプレゼンテーション用の資料を作成・投影・配布してもよろしいでしょうか。	質疑No.8のとおりのとおりです。
47	仕様書 第1章 5. 業務委託の内容	(2) 市営住宅緊急修繕業務について、「入居者等、住宅管理者、および設備点検業者等から」という記載がございますが、住宅管理者は市において各市営住宅に配置しているのでしょうか。どの市営住宅に配置しているか体制(人数、配置日、配置時間)も含めてご教示ください。	住宅管理者とは、市が各団地に「管理人」として入居者を委嘱しています。人数は団地の規模等に応じて異なります。なお、入居者の中から選任しているため、配置日や配置時間の定めは設けていません。
48	仕様書 第1章 5. 業務委託の内容	(2) 市営住宅緊急修繕業務について、業務範囲内となる1件当たりの修繕額(130万円未満等)をご教示ください。	1件当たりの限度額は、200万円未満としますが、見積金額が60万円を超える場合は、市と協議することとします。
49	仕様書 第1章 13. 委託料	(2) について、「修繕業務は実績に基づく清算の対象」と記載がございますが、設備保守管理等業務は清算の対象ではないという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
50	仕様書 第1章 14. 施設賠償責任保険等への加入	「令和8年4月1日から令和10年3月31日までの期間を対象」という記載がございますが、業務開始後の令和8年1月～3月までに事故が発生した場合の対応についてご教示ください。	当該期間は、市が賠償責任保険に加入しています。
51	仕様書 第2章 2. 業務内容	(3) 市営住宅退去後確認業務について、「止むを得ない事情による残存物については、(中略)撤去、処分する」と記載がございますが、この撤去・処分にかかる費用については、実績に基づく清算という認識でよろしいでしょうか。	実績に基づく清算の対象です。
52	仕様書 第2章 2. 業務内容	(7) 設備保守管理等業務について、令和7年度の3ヶ月間(令和8年1月～3月)に実施月のある業務について、業務名と実施回数をご教示ください。	当該期間については市で委託しており、対象業務はありません。
53	仕様書 第2章 2. 業務内容	(7) 設備保守管理等業務について、現在、貴市が委託している事業者をご教示ください。	公正な競争を確保する観点から、現段階では開示いたしません。なお、契約締結後に受託者から要請があった場合には、必要に応じて開示を検討いたします。
54	仕様書 第2章 2. 業務内容	(7) 設備保守管理等業務の建築物点検等業務について、詳細の業務内容をご教示ください。	建築基準法第12条に基づく内容を参照してください。
55	仕様書 第2章 2. 業務内容	(7) 設備保守管理等業務の建築物点検等業務について、貴市が定めている定期報告が必要となる施設用途に住宅が含まれていないと思われますが、本業務としては建築基準法第12条に定められている特定建築物定期調査、建築設備定期検査、防火設備定期検査に準じた点検を実施するという認識でよろしいでしょうか。その場合、特定建築物定期調査に準じた点検の次回実施年をご教示ください。	その認識で正しいです。特定建築物定期調査は令和7年度に実施中です。
56	仕様書 第2章 2. 業務内容	(7) 設備保守管理等業務の建築物点検等業務について、各住宅に設置されている防火設備(防火戸、防火シャッター等)の数量をご教示ください。	防火戸、防火シャッター等は設置していません。
57	仕様書 第2章 2. 業務内容	(8) 高齢入居者の見守り支援事業について、65歳以上の単身高齢世帯の世帯数をご教示ください。	令和7年3月31日現在で375世帯です。
58	仕様書 第2章 2. 業務内容	(9) 本業務にかかるデータ整理業務について、「団地内施設の形状が変わった場合は、(中略)従来図の修正を行い」という記載がございますが、CAD等のデータを修正するということでしょうか。従来図のデータ形式をご教示ください。	質疑No.29のとおりのとおりです。
59	仕様書 第2章 3. 業務水準	(4) 過去の実績について、ア)修繕業務、イ)剪定・除草等維持管理業務に該当する業務は清算対象という認識でよろしいでしょうか。	清算対象です。

60	仕様書 第2章 3. 業務水準	(4) 過去の実績、(ウ)設備保守管理等業務について、2. 業務内容、 (7) 建築物点検等業務に記載のある建築物点検等業務の実績費用をご教示ください。	資格を有する職員が実施しているため、具体的な金額は算出していません。
61	仕様書 第2章 5. その他	(1) において、放置自転車や不法占拠物の処分は清算対象という認識でよろしいでしょうか。清算対象ではない場合、過去3年間の処分実績(件数、費用)をご教示ください。	清算対象です。
62	市営住宅一覧表	各住宅の延床面積と階数について、ご教示ください。	追加資料：住宅係所管用地等一覧をご覧ください。
63	消防設備点検業務	連結送水管耐圧試験等、複数年ごとに実施となる業務について、本業務に含まれる場合は、対象業務と次回の実施年をご教示ください。	本業務には含まれません。
64	消防設備内訳 2ページ	新町団地の消火器について、「モリタ製、ABC10型、10ー21、2000年製」の消火器が12台設置されているという認識でよろしいでしょうか。	消火器は 株式会社丸山製作所製、ABC10型、10ー21、2000年製、が12台設置されています。
65	消防設備内訳 1、2ページ	全23団地中8団地(琉藻川、築添、高島、麦島、西宮、郷開、新町、楠)の消防設備の記載しかございませんが、他の住宅に設置されている消防設備の情報を教示ください。	他の住宅には設置していません。
66	消防設備内訳 3～5ページ	全23団地中4団地(海士江町、植柳上町第一、新町、西片町)の消火器の記載しかございませんが、他の住宅に設置されている消火器の情報を教示ください。	他の住宅には設置していません。
67	給水設備点検業務	滅菌機の作業内容に薬液補充が入っておりますが、薬液については支給頂けるとの認識でよろしいでしょうか。支給ではない場合は、過去3年間の使用実績(薬液名、使用量、費用)をご教示ください。	薬液の支給はありません。薬液は「次亜塩素酸ナトリウム」で、年間の使用量は2,560リットルを想定して委託していました。
68	簡易専用水道保守点検業務	本資料に記載されている貯水槽検査は水道法に規定されている簡易専用水道検査の内容であるという認識でよろしいでしょうか。その場合、法定の頻度としては年1回ですが、頻度の指定としては本資料記載の年2回でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、水道法に規定された簡易専用水道検査であり、年2回の頻度で実施しています。
69	簡易専用水道保守点検業務	本資料に記載されている貯水槽検査が簡易専用水道検査の場合、本資料に記載されている住宅(新町団地、築添団地、高島団地)以外にも、簡易専用水道検査の対象となる有効容量10㎡以上の貯水槽が植柳上町第一団地と楠住宅に設置されておりますが、この2住宅については実施の必要はございませんでしょうか。	植柳上町第一団地は井戸を水源としているため、水道法に基づく簡易専用水道の対象外となります。楠住宅における保守点検(水質検査及び貯水槽の状態検査)については、市が実施致します。
70	評価基準表	(3) 提案価格について、配点が20点とされておりますが、点数の算出方法(計算式)をご教示ください。	質疑No.7のとおり
71	評価基準表	(2) ①の業務実績については、参加申込み時の提出書類の「②同種業務の受託実績調書及び契約履行実績が確認できる書類」で判断されるものとし、企画提案書の中では記載する必要はないでしょうか。	企画提案書内には記載不要です。
72	評価基準表	(2) ②の2項目目である財政基盤・持続可能性については、提出書類の「⑤自己資本比率状況書」、「⑥流動比率状況書」、「⑦決算状況書」、「⑧決算書」で判断されるものとし、企画提案書の中では記載する必要はないでしょうか。	企画提案書内には記載不要です。
73	仕様書 第2章 3 業務水準	(4) 過去の実績において、記載の金額は税込みでしょうか。	記載されている金額は、すべて税込価格です。